

時代に翻弄された「小作（おざく）運動場」

——学内史料に見る農地改革と「学校農場用地」買収の経緯——

谷 脇 由季子

はじめに

本稿は、東京経済大学（以下「本学」）の前身である大倉高等商業学校（以下「大倉高商」）がかつて所有していた小作運動場（現在の青梅市河辺^{かべ}付近。1940年取得、1953年青梅市へ譲渡）について、とくに戦時中の土地供用から農地改革による最終的な売却・譲渡に至るまでの経緯に関する学内史料を紹介し、この時期に本学所有の土地が国の政策に翻弄されていく様子を明らかにするものである。

小作運動場については、現在ではその存在は学内でもほとんど知られていない。もちろん、これまでの年史において、関連する記述がないわけではない。しかしその記述は、小作運動場取得の経緯と戦時下における運動場から錬成道場への使用目的の変化、さらに戦後になって青梅市へ譲渡されたという事実関係のみにとどまっている。

たとえば、戦後初めて本格的な年史として編纂された『東京経済大学八十年史』（1981年、以下『八十年史』）では、小作運動場は「未完成の校外グラウンド」という一節で取り扱われている。これによると、小作運動場は、東京市から借用していた月島のグラウンドを3年足らずで返還した後、「当初の意図に反して学校から遠く離れていた」が、初めて自前の校外グラウンドとして小作に土地を得たことが記述されている。続いて、太平洋戦争中にグラウンド建設が中断されて錬成道場となった後は「事実上管理人の耕やす菜園に過ぎなくな」り、戦後になって1953年に「地元の要請によって青梅市に売り渡されることになった」という事実のみが簡潔に述べられている。そして「戦後の食糧危機の時代に、そこで収穫されたわずかばかりの芋が教職員および寮生の食卓をいつときにぎわしたのがせめてものなぐさめであった」と結ばれている¹⁾。

その後20年余りを経て編纂された『東京経済大学の100年』（2005年、以下『100年』）においても記載内容は大きくは変わっていない。土地の広さや当時描いていた小作運動場の完成予想図、跡地が住宅等になったことなど、より詳細かつ新しい情報はあるものの、やはり事実を淡々と記述している。

時代に翻弄された「小作（おざく）運動場」

そして今回、本学の百二十年史編纂にあたって改めて史料搜索をしたところ、小作運動場に関する新たな史料を多数発見することができた。そのいくつかは、『東京経済大学百二十年史 資料編Ⅰ』（2020年、以下『資料編Ⅰ』）および『東京経済大学百二十年史 資料編Ⅱ』（2022年、以下『資料編Ⅱ』）で翻刻し、解題とともに紹介している²⁾。これにより、太平洋戦争中の集团的勤労奉仕作業や錬成道場の実態、戦争末期における軍および軍需工場への土地建物の供用、戦後の農地改革による土地売却や譲渡に至るまでの経緯をはっきりさせることができた。そのため、従来の年史では一種のブラックボックスとなっていた、終戦前後の時期における本学の様子をより明瞭に描き出すことができた。しかし、『資料編』では採り上げるべき史料に限られ、その背景を含めた全貌を明らかにすることは困難であった。

これに対して、現在執筆中の『東京経済大学百二十年史 通史編』（以下『通史編』）では、『資料編』刊行後に発見された史料も駆使し、さらにその時代背景とともに、小作運動場取得の経緯、戦時下における利用実態、および青梅市への最終的な譲渡に至った事情等について、詳細に記述している。その概要は、以下のとおりである。

本学の前身である大倉高商は、赤坂葵町にあった校舎が狭小であったため、運動場を他に求める必要があった。そこで東京市から月島四号地（現・晴海）を貸借して、運動場として整備していたが、1940年の東京オリンピックとともに招致に成功した国際博覧会の会場となったため、1937年になって、原状復帰のうで東京市に返還することを余儀なくされた。

そのため、大倉高商は、1940年に青梅線の小作駅の北約1.5キロメートル付近に、約11,000坪もの広大な土地（西多摩郡調布村および霞村、現・青梅市）を取得し、運動場として整備することとなった。ところが戦争が激しくなると、運動場は本来の目的とは離れて新たに錬成道場としての性格をもつこととなり、生徒たちは合宿訓練や農場として小作校地を活用することとなった。さらに、1944年には軍需企業や軍隊に供用され、戦後に賃貸借契約が終了したために返還されたものの、今度は農地改革により買収対象となったため、1950年には半分を売却、残りの半分も1953年に青梅市に譲渡されたのである。

とはいえ、『通史編』は本学全体の歴史を叙述するものであり、小作運動場に関してはその時々の特ピックのひとつとして取り上げざるを得ない。しかし、小作運動場に焦点を当て、その変遷を詳細に追うことにより、いかに本学が当時の時代状況と日本の政策に翻弄されていたかということより鮮明にすることができると思われる。

そこで本稿では、小作運動場の変遷を軸に、とくに戦中から戦後までの日本の激動期における本学の歴史を、史料をひもときながら明らかにする。

なお、『資料編』に倣い、紹介する各史料のうち表題のあるものはそのタイトルを「 』に入れ、表題のないものはその内容を〈 〉に入れている。また各史料の最後には、史料が所在する簿冊名等を記しておいた。すでに『資料編』において翻刻済のものについては、そ

の資料番号のみを示し、翻刻は省略してある。また、史料中難読と判断される漢字については適宜ルビを振ってある。

一 戦時中 小作錬成道場賃貸借契約書関連文書

史料(1)〈富岡光学機械製作所との賃貸借契約書〉(1944年8月1日)

本道場ハ大倉経済専門学校ニ於テ学行一致ノ教育方針ニ基キ生徒ノ心身鍛錬修養ノ為運動場敷地約壹万壹千余坪内ニ建設セラレ特ニ昭和十九年度ヨリ学科課程編成改正ト同時ニ修練科ノ時間増大セル結果之ヲ利用スル必要愈々大ナルノミナラズ文部省当局ヨリノ指示注意ニ依リ若シ空襲等ノタメ校舍破壊焼失ノ場合非常措置トシテ一時生徒ノ収容所又ハ教室ノ一部代用等臨機準備ノ目的ニモ充当セントスルモノニシテ学校トシテ必要欠クヘカラサル設備ノ一ナリ乍併所在地稍遠隔ニシテ平素隨時ニ之ヲ利用スルコト比較的少キ憾^{うら}ミアルカ故ニ時局重大ノ折柄重要産業設備ノ一部トシテ利用セラレ戦争遂行ニ寄与スルコトヲ得ルナラバ学校ニ於テモ或不便ヲ忍フヘキ趣旨ニ基キ富岡光学機械製作所ガ軍需省ヲ介シテノ申込ニ応シ全製作所工具ノ宿舍トシテ道場建設物ヲ使用スルコトヲ左ノ諸条件ノ下ニ所有者大倉経済専門学校(以下甲ト称ス)ト使用者富岡光学機械製作所(以下乙ト称ス)トノ間ニ賃貸借契約ヲ締結スルモノナリ

一、甲ハ其ノ所有スル小作錬成道場現在建築物一式並ニ所属運動場敷地ノ内建物ノ前庭及周囲約壹千五百坪ノ空地ヲ乙ノ工具宿舍及其ノ附属地トシテ使用スルコトヲ承認ス

一、使用期間ハ二ヶ年ヲ壹期トシ該期間ヲ経過シテ尚引続キ使用ヲ継続セントスルトキハ更新協定ヲ要スルモノトス

一、乙ハ現在全道場内ニ住居スル守衛ノ住宅並ニ道場内ニ保管スル器具農具、及附属農場収穫物ノ保管所ニ充当スヘキ建設物ヲ自費ヲ以テ新ニ建築シ其ノ移転ヲ俟ツテ使用ヲ開始スルモノトス

〔一、〕建築物ノ様式並ニ建築場所ハ大体左ノ企画ニ準拠シ甲乙協定ノ上決行スルモノトス

守衛住宅ハ最低六畳二室、三畳一室(内六畳一室ハ生徒監督教師ノ休憩並ニ器具室ニ充ツ)ノ三室以上押入付ニシテ畳建具台所湯殿便所等ヲ附属スル普通住宅ニシテ農具収穫物保管所ハ十五坪以上ノバラック建トシ甲ノ設計図(附属別表)ニ依ル、但シ乙ノ都合ニ依リ右企画以上ノ建設ヲ希望スルトキハ甲ノ承認ヲ要スルモノトス

一、乙ハ使用開始ノ日ヨリ賃貸料トシテ月額金壹千円ヲ毎月々末迄ニ甲ニ支払フモノトス

一、乙ハ大倉経済専門学校生徒ノ集団訓練又ハ農場作業ノ為出場スルトキハ午前八時ヨリ午後五時迄ノ間宿舍工具不在中ハ宿舍管理者監視ノ下ニ中食休憩雨宿^{えんさき}り等ノ為^{えんさき}椽先腰掛程度ノ利用ヲ認ムルモノトス、行事ノ為前庭ノ利用ハ甲乙ノ使用時間衝突セサル限り双方随意使用

時代に翻弄された「小作（おざく）運動場」

ヲ妨ケサルモノトス

一、所属農場ハ大倉経済専門学校及霞村国民学校生徒ノ勤勞奉仕ニ依リ耕作スルモノナレバ作物並ニ植樹ノ保護ニツキ工員ノ取締ニ関スル責任ハ乙ニ於テ之ヲ負フモノトス

一、道場建物内ノ電燈料並ニ宿舍トシテ公課金ハ凡テ乙ノ負担トス

一、建物ノ現状維持ニ要スル費用修繕費ハ乙ノ負担トス

一、建設物内ノ模様替増築等ヲナサントスル場合ハ乙ハ甲ノ承認ヲ得タル上自己ノ費用負担ニテ之ヲ行フモノトス

一、乙ハ防空壕貯水池其ノ他附属建設物ヲ造ル必要アルトキハ場所及関係条件ニツキ甲ト協定ノ上乙ノ費用負担ニテ行フモノトス

一、甲乙兩者ノ一方ヨリ本契約解除ヲ希望セントスルトキハ三ヶ月前ニ予告シ相互ノ諒解ヲ必要トス但シ甲ノ校舍空爆等ノ為破壊焼失シ非常措置トシテ本道場ヲ校舍ノ一部ニ利用セントスル場合ハ此予告ヲ俟タスシテ解除ノ申込ヲ為シ得ルモノトス

以上

昭和十九年八月壹日

大倉経済専門学校

代表者

古館市太郎

公印

富岡光学機械製作所

代表者 取締役社長 富岡正重

公印

（『永久保存書類 大倉高商』）

史料（2）〈小作鍊成道場賃借契約書 追記事項〉（1944年8月1日）

本契約条項ノ内第三項ノ乙ニ於テ建設スヘキ守衛住宅及農具、收穫物保管所ノ建設ハ資材調達ノ関係上直チニ着手シ難キニ依リ当分次ノ暫行的条件ノ下ニ移転使用ヲ承認ス

一、乙ハ守衛住宅及農具、收穫物保管所ノ建設ハ成ル可ク早く実行スヘキモ当分ノ間鍊成道場内二階全部ヲ守衛住居及学校教職員休憩所ニ充当スルコト並ニ農具、收穫物保管所ヲモ現在ノ儘甲ニ於テ使用スルコトヲ条件トシテ当該新建設ノ完成ヲ俟タスシテ乙ハ直チニ本道場ニ移転使用スルコトヲ妨ゲス

昭和十九年八月壹日

（『永久保存書類 大倉高商』）

史料（3）「什器、器具借用願」および「借用証」（1944年8月1日）

庶発第七三六号

什器、器具借用願

弊社儀貴校錬成道場建設物所定契約ニ従ヒ貸借仕候ニ就テハ当方諸準備整フ迄同道場内所属
備付什器、器具ノ一部便宜上当分ノ間借用仕度候間御許容相成度及御願候也
昭和十九年八月一日

東京都大森区雪ヶ谷町九二九番地
株式会社富岡光学機械製造所

生産責任者

取締役社長 富岡正重 公印

大倉経済専門学校 御中

借用証

今般貴校錬成道場内所属備付什器、器具ノ内左記種目ノ物品借用仕候ニ就テハ左記条件厳守
可仕為後日借用証仍而如件^{よってくだんのごとし}

条件

- 一、借用物品ハ左記記載ノ種目数量ニ限ル
- 一、借用期間ハ本年九月末日限りトシ弊社諸準備整頓次第期日内何時ニテモ返済スルコト
- 一、使用器具、什器中紛失毀損ヲ来シタル場合ハ代替原型品ヲ以テ弁済スルコト
- 一、借料ハ無料トス

昭和十九年八月一日

東京都大森区雪ヶ谷町九二九番地
株式会社富岡光学機械製造所

生産責任者

取締役社長 富岡正重 公印

大倉経済専門学校 御中

記

【借用品種目の表】〔省略〕

以上

(『永久保存書類 大倉高商』)

史料(4)「契約書」〈東部第三部隊との賃貸借契約書〉(1945年3月22日)

(『永久保存書類 大倉高商』・『資料編I』247)

時代に翻弄された「小作（おざく）運動場」

【史料（1）～（4）の解題】

戦争末期、疎開や通年動員などで学生・生徒・児童がいなくなった各学校の建物等が、軍関係の施設として供用されることになった。この場合、教育に配慮する形で賃貸契約を交わす必要があったが、実際にはその内容はかなり一方的なものであった。1944年に大倉高商から名称変更した大倉経済専門学校（以下「大倉経専」）についても同様であり、葵町校地では東京師団経理部を介して第六部隊に対して、校舎の一部と講堂などが供用されている。こうした校地の供用は、小作運動場（当時は小作錬成道場）についても行われていた。

（1）と（2）は、軍需企業であった富岡光学機械製作所（現・京セラオプテック）に対する賃貸契約書である。ここで賃貸の対象となったのは建物とその周辺部分の土地であったことが分かる。（3）はその関連史料で、鍋類やスコップ等といった什器の借用願と借用証である。また（1）により、当時小作錬成道場では大倉経専だけでなく近隣の霞村国民学校（霞国民学校新町分校のことと思われる。現在の青梅市立新町小学校の前身校）も集団勤労作業で使用していたことが分かる。

（4）は、小作錬成道場敷地のうち、富岡光学機械製作所への貸借地を除いた残りの部分を東部第三部隊に供用するための賃貸契約書である。これは『資料編Ⅰ』で翻刻済のため省略した³⁾。

二 戦後① 自作農創設特別措置法第五条第三号指定をめぐる攻防

史料（5）「号外」〈小作農場に関する懇談会案内〉（1947年3月20日）

号外

昭和二十二年三月二十日

霞村農地委員会長	斎藤栄蔵	公印
調布村農地委員会長	川杉仙太郎	公印

大倉経済専門学校長殿

霞村新町所在大倉経済専門学校所有現東京都立指導農場使用中の土地に関し懇談致度き件有之左記日時に責任者御出席御願ひ致します

日時 昭和二十二年三月二十五日 午後一時

場所 霞村農地委員会

（『昭和21年度 往復文書』）

史料(6)「号外」〈懇談会の日時変更案内〉(1947年3月(?)22日)

号外

昭和二十二年〔三月〕二十二日

霞村農地委員会長 斎藤栄蔵 公印
調布村農地委員会長 川杉仙太郎 公印

大倉経済専門学校長殿

昭和二十二年三月二十日付号外を以て御通知差上げました霞村新町所在大倉経済専門学校所有地に関する懇談の件は事務の都合に依り三月二十六日(時間及場所は前に同じ)に変更致しますから御願ひ致します

以上

(『昭和21年度 往復文書』)

史料(7)「学校の農耕実習地の取扱ひについて」(1947年3月10日)

庶務課 生徒課

発学四九八号

昭和二十二年三月十日

文部省学校教育局長 公印

官公私立大学高等学校専門学校長宛

学校の農耕実習地の取扱ひについて

主題の件について本省より別紙甲号の照会なしたところ農林省より別紙乙号の回答があつたから御了知ありたい。

追つて地方長官及地方農地事務局長宛には既に農林省より通牒済である。

【別紙①】

別紙甲号

発学四九八号

昭和二十一年十月十二日

文部省学校教育局長

農林省農政局長 殿

時代に翻弄された「小作（おざく）運動場」

学校の農耕実習地の取扱に関する件

今次の農地改革に当り学校の教育実習地として地主より借用中の農地に関し地主と学校との間に紛議を生じつゝあるものあり、これが解決を誤れば教育上重大なる支障を生ずる次第であります。つきましては左記の諸点に関し機関の御意見を承知致したい。又本件に関し貴管下諸機関に御意向を示達せられこれが解決に御協力願いたい。

記

- 一、学校の農耕実習地は自作農創設特別措置法案第五条一号又は三号に該当すると考えられるか如何
- 一、学校の農耕地としての小作地は個人の所有制限面積から除外されるか
- 一、学校法人の所有地でその経営する学校の農耕実習に使用してゐる場合は第五条三号に該当すると思うが、法人の所有であるが法人が学校経営以外の事業に使用している場合は如何
- 一、法人所有地でその果実に依つて育英事業を行つている場合その所有地は如何なる取扱いをうけるか

【別紙②】

別紙乙号

二二農局第二五六号

昭和二十二年二月十八日

農林省農政局長

文部省学校教育局長 殿

学校の農耕実習地の取扱に関する件

発学四九八号をもつて御照会になつた点は、左記の如く取扱う方針であるから、御承知願いたい。

追つて本件については、別添の如く通達したから念の為申添える。

記

- 一、学校の農耕実習地でその学校の教育上真に必要な面積については官公立学校の場合は自作農創設特別措置法第五条第一号に該当し私立学校の場合は自作農創設特別措置法第五条第三号により地方長官が指定する。
- 二、一の農地が小作地なる場合は、在村地主の小作地保有限度（自作法第三条第一項第二号及び第三号の面積）に算入される。

三、学校法人が一以外の農地を所有する場合は一般の法人、団体の所有する農地と同様に取扱われる。

四、法人所有地でその果実に依つて育英事業を行つてゐる場合も前三項と同様である。

(『昭和21年度 往復文書』③240)

史料(8)「昭和廿貳年参月廿七日(木)臨時教授会」(1947年3月27日)

一、農場貸与ニ関スル件

二十六日ノ都農事試験場、農地委員其ノ他関係者トノ会談経過特ニ当面継続ノ要求ニ承諾ヲ与ヘタル事、並ニ過般ノ先方トノ申合セ通り模範農場トシテ貸与スルニアラザレバ農場保持ハ困難ヲ予想サレル情勢ニ到レル旨、校長ヨリ説明アリ。続イテ之ガ対策ニ関シ意見ノ交換アリ。文部・農林等上級官庁ニ運動シテ農地調整法ノ適用除外ノ認可ヲ得ベキ旨有力ニセラレタルモ決定ヲ見ズ

(『東京経済大学 教授会議事録 昭和17年3月～昭和33年4月』)

史料(9)「自作農創設特別措置法第五条第三号の規定による指定について大倉経済専門学校より指定申請」(1947年5月28日～10月(?)3日)

(東京都公文書館所蔵・『資料編I』343)

史料(10)「訴願特別委員会開催について」(1948年2月4日)

東京都経済局農地課(東京都農地委員会長安井誠一郎) 発関太一宛

昭和二十三年二月四日

東京都農地委員会長 安井誠一郎 公印

理事

関 太一 殿

訴願特別委員会開催について

先に貴殿より訴願の提起があつたが標記委員会を左記により開催するから萬障繰合せの上出席願いたい

尚参考書類は御持参願いたい

記

一、日時 昭和二十三年二月十四日、午前十時

時代に翻弄された「小作（おざく）運動場」

一、場所 西多摩郡調布村役場

（『昭和二十式年度 往復文書綴 官公署之部 大倉経専』）

史料（11）「訴願特別委員会開催について」（1948年2月9日）

昭和二十三年二月九日

霞村農地委員会長 斎藤栄蔵 公印

調布村農地委員会長 川杉仙太郎 公印

大倉商業学校長 関太一殿

訴願特別委員会開催について

さきに貴殿より提出された訴願に関し左記により特別委員会を開催致しますから御出席下さるよう御通知致します

記

一、日時 昭和二十三年二月十四日、午前十時（小作駅集合実地調査）

一、場所 西多摩郡調布村役場（実地調査終了後）

（『昭和二十式年度 往復文書綴 官公署之部 大倉経専』）

史料（12）「昭和廿三年貳月廿六日（木）教授会」（1948年2月26日）

一、農場買上ニ関スル件

訴願委員会ニ於テ地元農地委員会側買収計画不十分ノ理由ニヨリ、却下サレタル旨、其他ノ情勢ニツキ校長ヨリ報告

（『東京経済大学 教授会議事録 昭和17年3月～昭和33年4月』）

【史料（5）～（12）の解題】

二節以降の史料群は、戦後、大倉経専の管轄下に戻った小作農場（^{おざく}錬成道場から変更）が、現地（西多摩郡霞村および同調布村）の農地委員会を介して国に買収されていく経緯を示すものである。

GHQによる占領政策のひとつである農地改革は、戦前の大地主制度を是正して自作農を増やし、民主的な農業政策を行うことを目的としたものである。とくに自作農創設特別措置法（法律第43号、1946年10月21日公布、12月29日施行）などにもとづいておこなわれた第二次農地改革によって大きく前進し、不在地主の所有するすべての小作地や在村地主の

所有する一定面積以上の小作地が国によって強制的に買収され、小作人に対して廉価で売却された⁴⁾。

大倉経専の小作農場は、不在地主の土地であるとみなされて買収の対象となり、霞村および調布村農地委員会から再三買収要求が出された。(5)と(6)はそのことに関する懇談会の案内通知である。とくに(5)の文面から、当時小作農場は東京都立指導農場(史料(8)では東京農事試験場。現・東京都農林水産振興財団青梅庁舎)に貸与されていたことが分かる。ちなみに、農場内の建物は「口頭契約」によって、農場職員の住宅に充当されていた⁵⁾。しかし、その経緯については史料がないため不明である。

当時、学校が農耕実習地として所有もしくは貸借している土地をどのように扱うかということについては、全国規模で大きな問題となっていたようである。そこで、文部省と農林省との間で意見調整が行われ、全国の学校に通知された。(7)は、その間の両省による往復文書を付して文部省から全国の学校に対して出された学校所有の農耕実習地の取扱に関する行政文書である。

一方で、戦前に小作農場で集団勤労作業に従事していた霞国民学校から建物等の貸借の申し出を受けるなど、この時期の小作農場をめぐる動きはめまぐるしい(2月24日および3月17日の教授会における報告による。しかしその経緯については不明)。(8)は、「三月二七日教授会議事録」のうち、(6)で通知された懇談会に関する報告である。霞村および調布村農地委員会との懇談の結果、当面は現状維持となったものの、東京都農事試験場への貸与を継続しない限り小作農場の保持は困難が予想されることが報告された。そこで、学校耕作地として農地調整法の適用の除外を求めるよう運動するという意見も出たが、合意には至っていない。だが今後のことを考慮して、5月28日付で自作農創設特別措置法第五条第三号の指定を申請するに至っている。

(9)はその申請と指定却下に関する公文書類である(『資料編I』343において翻刻済)。ここでは、大倉経専による指定申請書類と、指定に反対する霞村および調布村農地委員会からの意見書、そして最終判断として指定申請を却下する判定の各文書が収められており、具体的な状況が分かる。大倉経専からの申請に対して、大倉経専では農業研究を行っておらず、その研究についての実績もないこと、また農業主任に農業知識や経験がないことを理由に、指定を却下された⁶⁾。これに対して大倉経専は異議を申し立てたが、その決定は覆らなかつたらしい⁷⁾。そこで、今度は弁護士を立てて、東京都農地委員会に対して訴願することとした。

(10)は東京都農地委員会から出された訴願特別委員会開催の案内通知、(11)は霞村および調布村農地委員会長の連名による同様の通知である。(12)は、その結果に関する教授会における古舘市太郎校長による報告。訴願特別委員会の審査の結果、現地買収計画が不十分であることを理由に訴願採決が下り、自作農創設特別措置法第五条第三号による指定が認め

時代に翻弄された「小作（おざく）運動場」

られたのである。

三 戦後② 小作校地買い上げ問題の処理

史料（13）「昭和廿参年五月八日（土）教授会」（1948年5月8日）

一、農場買上問題再発ノ件ニ関シ、校長ヨリ報告

（『東京経済大学 教授会議事録 昭和17年3月～昭和33年4月』）

史料（14）「小作問題 再度^{「確」}暗へ？」（1948年7月13日）

既報の小作問題は本校の大学昇格問題と関連して全学生の注目の的となつている。之に就いては訴願委員会が開かれ一時却下されたが、再びそれに関して霞村の農地会長より^{あら}新ためて自作農創設特別措置法第三条により買取計画を定めたる旨四月三十日付通知を受けた。そこで学校当局としては之に対して異議を申し立て^{ママ}飽くで迄も断固小作の土地を獲得すべく運動する模様である。

（『大倉高商新聞』第4号）

史料（15）「昭和廿参年七月拾五日（木）教授会」（1948年7月15日）

一、農場問題ニ関スル件農地委員会ニ於テ、半バラ確保スルコトニ最期的諒解ヲ得タル旨校長ヨリ報告

（『東京経済大学 教授会議事録 昭和17年3月～昭和33年4月』）

史料（16）〈小作郊外運動場買取トナリタルニ付〉（1949年3月31日）

設備資産

24 / 3 / 31

摘要 小作郊外運動場ノ2分ノ1ノ農地買取トナリタルニ付償却ス

借方 17,097円30

土地

24 / 3 / 31

摘要 小作郊外運動場ノ2分一ヲ農地買取ニ付減額ス 5,770坪06

貸方 17,097 円 30

(『元帳 昭和二十三年度』)

【史料 (13) ～ (16) の解題】

1948年2月の訴願特別委員会の採決により、小作農場は自作農創設特別措置法第五条第三号の指定を受けたが、今度は霞村農地委員会側から同法第三条による買収計画が明らかとなった。(13)は校長による教授会での報告、(14)はその内容を含めて伝える『大倉高商新聞』の記事である。自作農創設特別措置法第三条では、買収の対象となる土地を一括ではなく二箇所以上の区域に分割し、それぞれについて買収すべき面積を定めることができるようになっており、その折衝の様子がその後の教授会議事録(6月24日、7月1日、8日)の校長報告から垣間見られる。

その結果、小作農場のうち全体の半分が買収されることとなった。(15)はその件に関する教授会における報告である。(16)は昭和23年度の元帳に記載された小作農場関係の部分で、買収されたのが全体の2分の1の5,770坪強、買収金額は17万円強であったことが分かる。

四 戦後③ 農場用地から運動場への復帰の可能性

史料 (17) 「学校農場用地の取扱いについて」(1948年11月20日)

官施四四二号

昭和二十三年十一月二十日

文部省教育施設局長 公印

官公私立大学高等専門学校長殿

学校農場用地の取扱いについて

標記の件について今般別紙のとおり通牒したから御了知ありたい

【別紙】

二三農局第四一四七号

昭和二十三年十一月十一日

農林省農政局長
文部省教育施設局長

時代に翻弄された「小作（おざく）運動場」

知事殿

学校農場用地の取扱いについて

学校農場用地の取扱いについては、教育上必要なものは存置し、必要のないものは買取すべき事はいうまでもないが、なお取扱上疑義ある場合は自今左記方針によって処理されたい。

記

一、教育上必要であるものとは、次の基準において判断する。

- 1、新制大学、旧制大学、高等専門学校、新制高等学校、新制中学校に於て農業に関する学科又は教科の授業に必要な実習地
- 2、小学校その他の各学校で農耕作業を通じて各学科又は教科と関連して教育を実施している場合、これに必要な面積。但しその管理方法が適切で且つ教育上の効果を挙げていると認められるものに限る。
- 3、2の事項については次の如き場合は教育上必要なものと認めない。

イ 適当な管理者がない場合

ロ 学生、生徒、児童が殆ど作業に従事していない場合（一人当年間三十五時間以下の場合）

ハ 学校よりの距離の関係上教育に甚だしく支障ありと認められる場合

ニ 学校給食のみを目的としている場合

ホ その農地に於て専ら研究、実験、指導の目的のための作業に従事する学生、生徒、児童一人当の面積が小学校五坪、中学校十五坪、その他の学校二〇坪を超える場合その超える部分

二、臨時に学校校地の一部を農場としているものについては、その本来の目的（例えば運動場）に復帰し或は将来の校舎ならびに付属施設の建設予定地として使用するを相当と認められる限り前記に拘らずこれを買収しない。

（『昭和二十三年四月起 往復文書 大倉経専 永久之部』）

史料（18）「学校農場用地の取扱いの趣旨について」（1948年12月1日）

[欄外] 生徒課 ⑧ [鉛筆書き]

庶務課

[受領印] 大倉経済専門学校・23.12.6・受付

昭和二十三年十二月一日

文部省体育局学徒厚生課長

都道府県教育長
大学高等専門学校長 } 殿

学校農場用地の取扱いの趣旨について

標記については昭和二十三年十一月十一日付農林省農政局長、文部省教育施設局長発二三農局第四一四七号御了知のことと考えるが、なお左記の諸点について注意されたい。

記

一、学校農場用地の取扱いについては昭和二二年三月一〇日付発学四九四号「学校の農耕実習地の取扱いについて」同九月一三日付官体二四号「学校用地の取扱いについて」で本省からもその方針を明かにしておいたが、このたびの通達はその線にそつて更に疑義の生じている場合を対象としたものである。

二、本通達一の1項は農業科としての農業教育の実習地を指している。

三、一の2項はいわゆる勤労教育を対象とする実習地を指している。

四、一の3項は2項の実習地に於て教育的指導の実施が不十分と認定される場合の条件を示している。

五、一の3項の各号については次のように了解される。

イ、略

ロ、略

ハ、実習地が本校より相当遠隔の地にあつてもその農場に管理者が常駐し、宿泊施設その他適当な施設があつて学生、生徒、児童の教育作業に何等支障のない場合はこの規定に抵触しない。

ニ、但し教育作業の果実として収穫される生産物を学校給食に用いることは少しもさしつかえない。

ホ、いわゆる勤労教育を対象とする実習地としての面積の限度を示したもので一の1項の職業科としての農業教育の実習地の面積と混同しないように注意すること。

(『昭和二十三年四月起 往復文書 大倉経専 永久之部』)

【史料(17)(18)の解題】

1948年11月、文部省と農林省の連名で、ふたたび学校農場用地の取扱いについて各学校に対して通知が出された。その背景としては、学校制度の再編によって各学校が旧制から新制に移行したことが考えられる。(17)は、農林省農政局長と文部省教育施設局長の連名で出された学校農場用地の取扱いに関する通達、(18)は文部省体育局学徒厚生課からの趣旨

時代に翻弄された「小作（おざく）運動場」

説明を示した通達である。

(17) は、学校校地のうち、戦時中、集団勤労作業等のために臨時に校地内に設置された農場の取扱いに関する通達であり、それは、これまでとはまったく異なる意味合いを持っていた。農地改革に関する一連の法律は、すでに述べたとおり、不在地主や大地主の土地を強制的に買収し、自作農を増やすという戦後日本の農業政策のためのものである。ところが、当時の学校農場用地は、農業教育や集団勤労作業を除けば、その多くが本来農業とかかわりのない目的で取得されたものであった。そうした「臨時に」農場として使用されていた学校校地については、一定の条件のもと、買収の対象から外されたのである。

大倉経専にとってもこの通達は重要な意味を持つはずのものであった。小作校地はすでに半分が買収されたとはいえ、まだ6,000坪程度が残されている。そして、この通達により残り部分を強制買収から守り、本来の運動場として整備することが可能になった。しかし、実際には数年後に小作校地のすべてを手放すこととなるのである。

五 戦後④ 残存校地の青梅市への譲渡決定

史料(19)〈霞村および調布村の農地委員長からの指定取消申請に関する調査通知〉
(1950年5月26日)

[横書]

[欄外] 学長

[受領印] 大倉経済専門学校・25.5.27・受附

昭和25年5月26日

旧名大倉経済専門^門学校

代表者 関太一殿

東京都農地委員長 安井誠一郎 公印

本委員会が昭和二十三年八月十七日附訴願採決した西多摩郡霞村及び調布村所在の貴校所有土地について霞村農地委員長並に調布村農地委員長より自作農創設特別措置法第五条第五号の指定を取消しよう申請があつたので下記により調査を行いますので責任者の御出席を願います

記

1. 日時 昭和二十五年六月一日午前拾時
2. 場所 霞村役場内、霞村農地委員会

以上

(『昭和二十三年四月起 往復文書 大倉経専 永久之部』)

史料 (20) 「指定取り消し申請取止め願について」 (1950年7月3日)

昭和二十五年七月三日

東京経済大学長 関 太一
大倉経済専門学校長

霞村農地委員長 福岡健三 殿
調布村農地委員長 川杉八重吉殿

指定取消申請取止め願について

貴委員会より昭和廿三年八月十七日附訴願採決になりました西多摩郡霞村及調布村所在本校所有土地について霞村農地委員長並に調布村農地委員長より自作農創設特別措置法第五条第五号の指定を取消の申請ありし旨を東京都農地委員長より通知に接しましたが本校は御指定になりました当時早速運動場として諸設備を施すべき筈でありましたが本校が大学移行の関係上急設を要する教室建築等諸設備に追はれ財政上着手困難なる情況にありましてので^四已むをえず遅延いたし予定を履行しえず洵に申訳無き次第でありましたがこの秋までにはテニスコート二面及野球場等を設置すると同時に該所の建物を修繕し学生約五十名収容の寮となす等計画が進捗していますので本年は確実に施設を完備する予定でありますから右御諒承下され特別の御詮議をもつて指定取消申請を御取止め下さるよう懇願致します。

(『昭和二十三年四月起 往復文書 大倉経専 永久之部』)

史料 (21) 「霞村並に調布村所在の土地について」 (1950年8月31日)

[横書]

[欄外] 学長 印 [関]

[受領印] 東京経済大学・25.9.-2・受附

都農委第498号

昭和25年8月31日

東京経済大学長 関太一殿

東京都農地委員会

会長 安井誠一郎 公印

時代に翻弄された「小作（おざく）運動場」

霞村並に調布村所在の土地について

霞村並に調布村所在の土地について調査致したいので9月4日午前10時東京都経済局農地課に御来庁願います。

（『昭和二十三年四月起 往復文書 大倉経専 永久之部』）

史料（22）「嘆願書」（下書き）（1950年9月6日）

[欄外] 東京都建設局農地課管理係

昭和廿五年九月六日

東京都農地委員長 安井誠一郎殿

嘆願書

五月廿六日付貴状により本学西多摩郡霞村及調布村所在校外運動場は昭和廿三年八月十七日付をもつて貴委員会より訴願採決指定を得ていました処右所有土地につき霞村農地委員長並に調布村農地委員長より自作農創設特別措置法第五条第五号の指定を取消の申請があつた由通知に接しましたが本学は御指定になつた当時早速運動場としての諸設備を施すべき筈でしたが本校が大学移行の関係上急設を要する教室建築等諸設備に追はれ財政上着手困難なる状況にありましたので已むをえず遅延いたし約束を履行しえず洵に申訳無き次第でありましたが来る十月卅日までに別概要図の通りテニスコート二面及野球場等を設置すると同時に該所の建物を修繕し学生約五十名収容の寮となす等これが計画施設を確実に完備いたしますから右事情御覧察下され特別の御詮議をもつて指定取消の議御取止め御取計い下さるよう嘆願いたします

（『昭和二十三年四月起 往復文書 大倉経専 永久之部』）

史料（23）「霞村並に調布村所在の土地について」（1950年9月28日）

[横書]

[割印]

[欄外] 学長 ㊦ [関] 手書きメモ [¥40,000]

[受領印] 東京経済大学・25.9.28・受附

経地発第1825号

昭和25年9月27日

東京経済大学長 関太一殿

東京都経済局農地課長 関 晴香 公印

霞村並に調布村所在の土地について

標記の土地について本都農地委員会が昭和23年8月17日付訴願採決で運動場敷地として自作法第5条第5号後段の規定により指定をした処であるが地元農地委員会より指定取消申請の提出により再参調査協議をした結果本年9月6日付本都農地委員長に提出された嘆願書に基き誓約されると共に至急工事着手し完成するようお願いしたい。

(『昭和二十三年四月起 往復文書 大倉経専 永久之部』)

史料(24)「理事会議事録」(1952年12月17日)

(『学校法人東京経済大学理事会議事録 1951年度～1953年度』・『資料編Ⅱ』25)

史料(25)「学校法人臨時部昭和二十八年度収支決算書」

収入の部

第四、財産処分売却金 決算額 2,025,000 (円)

予算額 1,850,000 (円)

増減 175,000 (円)

摘要 青梅市土地建物却金及第一校舎建物売却金収入

(『学校法人東京経済大学理事会議事録(決議録) 1951年度～1954年度』)

【史料(19)～(25)の解題】

さて、文部省と農林省の連名で出された通牒により、小作校地は運動場として整備する限りにおいて、買収を免除される可能性が出てきた。これは大学昇格を目指す大倉経専にとって大きな意味を持つものであった。ところが、実際には東経大開設のための校舎等の建設、教職員の待遇改善等のために莫大な資金を要し、葵友会や学生および保護者からの寄付、授業料の相次ぐ値上げでは追い付かないほど困窮していた。この時期の大倉経専にとって最優先事項は、何と云っても大学昇格であり、小作校地の整備まではとても手が回らないというのが実情であった。

その状況を見てとった霞村および調布村の農地委員会は、1950年に東京都農地委員会に対して自作農創設特別措置法第五条第五号の指定取消の申請を提出したのである。本学は、

時代に翻弄された「小作（おざく）運動場」

これに対していったんは東京都農地委員会に指定の継続の嘆願書を提出し、運動場としての整備を約したものの、1952年12月の学校法人理事会において、青梅市（1951年4月に青梅町、霞村、調布村が合併して青梅市となった）への譲渡が決定され、1953年6月25日付で青梅市に譲渡した。

(19)は、霞村および調布村農地委員会からの自作農創設特別措置法第五条第五号指定取消申請を受けて東京都農地委員会からの調査通知、(20)は、調査後、本学学長関太一より霞村および調布村農地委員会に宛てた指定取消申請の取止め願である。ここで、それまで大学昇格のために小作校地の整備にまで手が回らなかったこと、今後テニスコート二面、野球場等に加え、50名程度を収容可能な学生寮を小作校地に建設することを表明している。

(21)は東京都農地委員会による再調査の通知、(22)は調査直後の9月6日付で提出した東京都農地委員長安井誠一郎宛の嘆願書の下書き。内容は、(20)とほぼ同様である。(23)は、東京都農地委員会から本学への要望書。東京都農地委員会は、現地調査結果と嘆願書により、小作校地に対してひとまず現状維持としたが、同時に、本学に対しても嘆願書の内容の履行、すなわち運動場としての整備を早々に進めるように求めている。この通知は、事実上の最後通牒となったようである。

(24)は、青梅市への譲渡を承認する理事会議事録である。ここでは「当分使用の見込無きため」売却を決定した旨が記されており、この段階ではすでに小作校地の整備は念頭にないということが分かる。むしろ、青梅市の提示額より高く売却したいという経営本位の本音が見える（『資料編Ⅱ』25において翻刻済のため省略）。(25)は、1954年5月18日理事会で協議された1953年度収支決算報告の一部である。

小作校地の跡地は、後に住宅地と東京都立農林高等学校小作農場となった⁸⁾。その後、東京都立農林高等学校は東京都立青梅東高等学校との統合再編により東京都立青梅総合高等学校となり、2009年3月に閉校した。そのため、当地は現在、東京都立青梅総合高等学校小作農場となっている。しかし、かつてここが大倉高商・大倉経専の運動場もしくは農場であったことを示すものは、残念ながら存在しない。

おわりに

以上、小作運動場の取得から譲渡までの変遷について、史料にもとづいて紹介してきた。最後に、本史料群が持つ当時の本学の歴史並びに大学史および教育史上の意義について述べておく。

「はじめに」で指摘したとおり、これまでに編纂された本学の年史において、小作運動場は戦中戦後の13年というわずかな期間に本学が所有していた校地であり、しかもそれは本来の運動場としての機能を果たさないままいつの間にか売却されたことにより、忘れ去られ

た存在となっていた。しかし、この小作運動場を軸に本学の歴史をひもとくと、明らかにこの時期の国の政策に翻弄されていたことが分かる。

戦時下において、この小作運動場が意図せざる形で錬成道場や農場に変貌させられ、戦争末期にはその土地さえ軍需企業や軍部に供用されたということ、とくに供用の事實は、これまで本学の年史においてふれられてこなかったことである。また、小作運動場が戦後の農地改革のなかで「不在地主」の土地であるとして、買収の対象となったこと、それをめぐる数年にわたるせめぎあいの状況もまた、本学の百二十年史編纂にもなって新たに明らかにされたことである⁹⁾。こうした小作運動場に関する史料発掘は、本学の歴史叙述を一層深めることとなった。

また、1963年には経営学部新設にもなって村山校地を取得することになるが、その遠因のひとつとして、小作校地を失い国分寺校地のみでは大学設置基準に抵触するということが挙げられる。その意味でも、本学の歴史における小作校地の位置づけは決して小さくはないのである。

一方で、もともと農地ではなく「臨時に学校校地の一部を農場としているものについては、その本来の目的（例えば運動場）に復帰し或は将来の校舎ならびに付属施設の建設予定地として使用するを相当と認められる限り（中略）買収しない」という史料（17）は、内容もさることながら、この通達が農林省農政局長と文部省教育施設局長の連名で出されたという点で、非常に重要な意味を持つ。つまりこの通達は、本学における小作運動場のように、戦時下において学校の運動場などが農地に作り替えられた「学校農場用地」に対して、現在の土地利用の如何ではなく、その土地の本来の利用目的に着目したという画期的なものであり、この時期の土地買収に対して一定の歯止めをかけた可能性を持ったものといえるのである。

さらに、その宛先が官公私立大学高等専門学校長や都道府県知事であったことは、本学のみならず全国の学校において同様の問題が起こっていたことを示唆している。このように考えたとき、各学校の年史編纂において、たとえばこうした学校農場用地をはじめとした校地等の変遷という視点をひとつ加えることにより、大学史や教育史、とくに私立学校史がより深まる可能性をもっているのではないかと考える¹⁰⁾。

昨今、創立100周年をこえる学校や大学が増えたこともあり、周年事業の一環として年史編纂事業が全国でさかんに行われている。その多くは、学園の歴史を史料にもとづいて叙述しており、その分かりやすい記述と美しい装丁や豊富な写真によって、関係者たちを大いに喜ばせている。こうした学園の「来し方行く末」を語る年史類は、自分たちの学園の現在地を歴史的に確認し、今後の学園のあり方を考えるという意味で大きな意義がある。また、各校で自校史教育が行われる傾向もあり、そのためのテキストとして、あるいは広報の一環としての役割もあり、年史編纂事業は今後ますます進んでいくであろうと考えられる。

時代に翻弄された「小作（おざく）運動場」

一方で、1990年代以降、学内史料という一級史料を発掘してそこに史料批判を加え、そうした史料群に沿って学園自体の歴史を語ると同時に、ひとつの歴史研究として批判に十分耐え得る年史編纂を目指そうとする意識もまた高まっている。すべての年史編纂事業がその意図を持っているとはいいがたいが、少なくともその意図を執筆・編纂関係者が理解し、研究的態度をもって入念に編纂された年史は、全体が第一級の研究成果であると同時に、その叙述のひとつひとつが、研究者たちにとって引用可能な学術論文に相当するものである。そしてこうした歴史叙述や史料の蓄積が、さらなる研究の発展へとつながっていくのである。このような意図を持った年史類で示される史料群は、もはや単なる「資料」もしくは「データ」ではなく、それ自体大きな意味を持つものとなる。

歴史研究としての年史編纂は、自校の歴史のみを語る閉ざされた叙述ではなく、自校そのものを、それを取り巻く歴史のダイナミズムのなかに明確に位置付けるための開かれた叙述を目指している。したがって、年史編纂は、あくまで自校の歴史に軸をおきつつ、そこから立ち現れるより大きな歴史を描き出すものであり、そこが、あらかじめ学園の外にしながら自身の研究テーマにしたがって歴史を構築するために年史を利用する一般的な大学史研究とは大きく異なる点であると同時に、年史編纂の難しい点でもある¹⁾。

本稿を含めて、現在進行中の『通史編』もまた、今後の大学史研究に一石を投じることができると研究成果として完成させることができれば幸いである。

注

- 1) 『八十年史』143～144頁。
- 2) 『資料編Ⅰ』では、221〔「校地拡張許可」〕、233〔「阪谷芳郎書翰 大倉糸馬宛」〕、247〔「契約書〔東部第三部隊との小作校地貸借契約〕」〕、271〔「小作錬成道場落成す 多摩に磨く若人の心 運動場建設著手も近し」〕、343〔「自作農創設特別措置法第五条第三号の規定による指定について大倉経済専門学校より指定申請」〕が小作運動場に関する史料であり、『資料編Ⅱ』では、25〔「理事会議事録」〕がそれに相当する。
- 3) なお、『資料編Ⅰ』「解題」において、小作運動場が「提供した赤坂の校地の代地として東京師団東部第三部から学校に貸し出されたのは、西多摩郡霞村（現東京都青梅市）の土地一万坪であった。右のような経緯もあって賃料は無料であったが、やはり軍事上の必要があると認められた場合は一方的に契約が解除されることになっていた」とあるが（「解題」xxxii）、これは誤りである。本稿において述べているように、小作運動場はもともと1940年に取得して以来本学が所有する校地であり（『資料編Ⅰ』221。解題ではこの史料についても言及がない）、この史料が示すのは、「甲」である東京師団東部第三部隊が「乙」である本学からその一部（富岡光学機械製作所に貸与した残りの部分）を「無償」で借り受けたということである。

この件については、上記部分を以下のとおり訂正し、それを本学HP上に公表した（7月25日付）。

赤坂校地に加えて、運動場として一九四〇年に取得し（史料221）今は小作錬成道場となっていた西多摩郡霞村（現・東京都青梅市）の土地約一万坪も、すでに富岡光学製作所（現・京セ

ラオブテック)に貸し出していた一五〇〇坪を除いて、東部第三部隊に無償で貸し出すこととなった(史料247)。

4) 本稿において言及されている自作農創設特別措置法第三条、第五条の条文は以下のとおり。

第三条 左に挙げる農地は、政府が、これを買取る。

- 一 農地の所有者がその住所のある市町村の区域(その隣接市町村の区域内の地域で市町村農地委員会が都道府県農地委員会の承認を得て当該市町村の区域に準ずるものとして指定した者を含む。以下同じ。)外において所有する小作地
- 二 農地の所有者がその住所のある市町村の区域内において、北海道にあつては四町歩、都府県にあつては中央農地委員会が都府県別に定める面積を超える小作地を所有する場合、その面積を超える面積の当該区域内の小作地
- 三 農地の所有者がその住所のある市町村の区域内において所有する小作地の面積とその者の所有する自作地の面積の合計が、北海道にあつては十二町歩、都府県にあつては中央農地委員会が都府県に定める面積を超えるときは、その面積を超える面積の当該区域内の小作地
前項の第二号又は第三号に規定する都府県の面積は、その平均面積が同項第二号に規定する者にあつては概ね一町歩、同項第三号に規定する者にあつては概ね三町歩になるやうに、これを定めなければならない。

都道府県農地委員会は、特に必要があると認めるときは、中央農地委員会の承認を得て、当該都道府県の区域を二以上の区域に分け各区域別に第一項第二号又は第三号の都道府県別の面積に代るべき面積を定めることができる。但し、各区域別の面積は、その平均面積が概ね同項第二号又は第三号の当該都道府県別の面積になるやうに、これを定めなければならない。

(以下、省略)

第五条 政府は、左の各号の一に該当する農地については、第三条の規定による買取をしない。

- 一 国又は公共団体が公共用又は公用に供してゐる農地
- 二 都道府県、市町村、都道府県農業会、農事実行組合、農事開発営団その他命令で定める団体の所有する農地で自作農の創設又は共同耕作の目的に供するもの
- 三 試験研究又は農事指導の目的に供してゐる農地で地方長官の指定したもの
- 四 都市計画法第十二条第一項の規定による土地区画整理を施行する土地又は都市計画による同法第十六条第一項の施設に必要な土地の境域内にある農地で地方長官の指定する区域内にあるもの
- 五 近く土地使用の目的を変更することを相当とする農地で市町村農地委員会が都道府県農地委員会の承認を得て指定したもの
- 六 自作農が疾病その他命令で定める事由に因つてその自作地に就き自ら耕作の業務を営むことができないため賃貸借又は使用貸借により一時当該自作地を他人の耕作の業務の目的に供した場合、市町村農地委員会が、その自作農が近く自作するものと認め、且つその自作を相当と認める当該農地
- 七 新開墾地、焼畑、切替畑等収穫の著しく不定な農地その他命令で定める農地で市町村農地委員会が政府において買取することを不相当と認めるもの

5) 「自作農創設特別措置法第五条第三号の規定による指定について大倉経済専門学校より指定申

時代に翻弄された「小作（おざく）運動場」

請』『資料編 I』343

- 6) 当時の農場主任は、教職追放の対象とされたのち、本学書記となった元経専助教授の畠山丑松。畠山は陸軍戸山学校出身で担当科目は体操であった。
- 7) 「小作問題はどうなるか 農地改革と学園」『大倉高商新聞』第3号、1948年2月20日。1944年4月30日付第165号を最後に休刊した『大倉経専学報』は、1946年12月に再刊し、1947年12月より『大倉高商新聞』として復刊した。大学に昇格した1949年4月からは『東京経済大学新聞』と名称を変え、現在に至っている。
- 8) 『100年』71頁。
- 9) 本稿では触れてはいないが、国分寺移転直後の学生寮に対しても、1945年にいわゆるポツダム勅令の一環として公布された住宅緊急措置令（勅令第641号）により「有休建物」と認められ、使用権が設定されると通達を受けた。このときは、本学が直ちに異議申立書を提出したことにより事なきを得たが、こうした事実から見ても、当時政府や行政がいかに必死に住宅や土地の確保に対して腐心していたかということが分かる。なお、この住宅緊急措置令に関する史料は『資料編 I』321（「住宅緊急措置令第二条に依り使用権設定について異議申立書」）に収録され、『通史編』でも言及している。
- 10) なお、農地改革による買収を免れた学校農場用地に関する事例はいくつかあり、一部は学校や地方自治体の年史に記述されている（たとえば『共立女子学園百年史』1986年（452～453頁）や『小平市史』「近現代編」2017年（390頁）など）。
- 11) 瀬戸口龍一は、『早稲田大学百五十年史 第一巻』に対する書評において、年史編纂の最近の動向や課題、それでもあえて学校沿革史を編纂することの意義等について、沿革史のもつ「記録」としての側面に着目し、早稲田大学や慶應義塾などに代表されるような「大部な沿革史の編纂は、内部における資料収集の重要性を高め、さらなる研究を進めていくことで新たな大学史研究者を育てるきっかけの一つにもなるだろう」と、非常に示唆に富む指摘を行っている（瀬戸口龍一「大学沿革史における「百五十年史」の意義と役割—『早稲田大学百五十年史 第一巻』を讀んでの私的解釈—」『早稲田大学史紀要』第55巻、2024年3月）。